

低所得世帯の子どもへの支援策

— 低所得世帯の子どもへの支援策をまとめて —

●前子ども未来財団常務理事 福祉未来研究所代表 磯部文雄

子ども未来財団が実施した2009年度の調査研究事業の一環として、筆者が企画・参画した「低所得世帯等の子どもへの支援に関する調査研究報告」がまとまったので、その概要を紹介したい。

この報告は、「Ⅰ 所得再分配調査を用いた子どもの貧困の分析と対応策」1「Ⅱ 困難な状況下の子どもへの支援活動の実情と提案」2の二つの報告書から成っている。Ⅰは、所得再分配後に子どもの貧困が増えることの原因と対応策をまとめたものであり、Ⅱは、子どもを貧困等から脱却させるための学習支援活動の現況と今後の方向を調査したものである。ここでは、それぞれについて筆者個人

の見解で要点を紹介し、独自の意見も付け加えながら解説したい。

Ⅰ 所得再分配調査を用いた子どもの貧困の分析と対応策

【問題意識】

わが国では、子どものいる世帯の当初所得に基づく相対貧困者³の数と、それらの世帯に対する再分配後（社会保障による現金給付を受け、税と社会保障料を負担した後）の貧困者数を比べると、再分配後の方が相対貧困者数は増えている。すなわち、子どものいる家庭にとっては、再分配行為自体が貧困を増やすものとなっている。これは、世界主要先進国の中では

日本だけの現象とされており⁴、その原因の究明、その対応の具体案を検討する必要があると考えた。

【現況の分析結果】

1 再分配による逆転現象

子どものいるふたり親世帯の場合、貧困率は他の世帯類型より低いが、再分配によってその生活水準が改善されず、むしろ悪化してしまっている。すなわち、18歳未満の子どものいる60歳未満のふたり親世帯においては、社会保障の現金給付よりも多い税・社会保障料負担により、当初所得よりも可処分所得が減少している。

そして、子どものいる貧困世帯のほとんどが就業世帯であるが、

得ている当初所得は非正規労働であるためなどの理由で低く、かつ、現行わが国の税・社会保障制度から十分な恩恵を受けていない。子のいる世帯といない世帯では、いない世帯の負担率がやや低く、子育て支援的な所得再分配は行われていない。子どものいる第1（第2・十分位の低所得世帯）に対して再分配システムが厳しいものとなっている状況は、比較したイギリスでは見られない。

2 再分配の効果

再分配の効果について見ると、21年度までの制度では、当初所得で貧困層にあるふたり親世帯の98%が再分配後の可処分所得でも貧困層にある。すなわち、1・9%しか貧困層から抜け出せていない。表1のとおり、再分配後の貧困率自体は子どものいるひとり親世帯で58・3%と高く、三世帯世帯では9・6%、ふたり親世帯では7・7%と比較的低いが、ふたり親世帯は再分配前は5・9%の貧困率であったのに、再分配後上がってしまった。子どものいるひとり親世帯では、再分配前の貧困率が63・1%と非

表1 世帯類型別にみた所得再分配前後の貧困率の変化

貧困率 (%)	単身		夫婦のみ		18歳未満子どもあり世帯			その他核家族	その他三世帯		
	65歳未満 非年金 受給	65歳 以上	65歳未満 非年金 受給	65歳 以上	60歳 未満 ふたり親	60歳 未満 ひとり親	三世帯				
2002年	等価当初所得	23.1	89.1	6.8	81.7	11.7	6.2	53.5	12.4	19.5	21.4
	等価可処分所得	25.0	43.0	8.4	16.8	12.0	8.9	51.2	7.8	10.6	11.8
2005年	等価当初所得	25.4	91.7	7.0	80.9	12.1	5.9	63.1	13.9	22.0	22.9
	等価可処分所得	26.8	45.6	9.5	15.2	11.9	7.7	58.3	9.6	11.7	11.1

注1) いずれの所得も Square root scale を用いて等価計算されたものである。

注2) 貧困線は各年の等価可処分所得の中央値の半以下に設定し、等価当初所得における貧困率を計算する場合もそれを用いている。

注3) 18歳未満の子どものいる世帯全体については、親が老齢年金の受給者である世帯も含まれる。

常に高いにも関わらず、再分配後も5%程度しか低下せず分配後の貧困率はOECD諸国の中で最悪の状態である⁵⁾。

ただし、再分配による貧困率の逆転現象は、子どものいるふたり親世帯のみならず、高齢者がいない世帯全般で生じている現象であり、その代わり高齢者がいる世帯においては、再分配により著しく貧困率が改善している。しかし、それでもなお、65歳以上夫婦のみの高齢者世帯の相対貧困率は15.2%で、子どもあり世帯の11.9%よりも高い。

3 社会保険料の仕組みと子どもを持つ低所得世帯への影響

① 社会保険料の負担については、被用者保険の場合、保険料負担の上限と下限が設けられている⁶⁾。その理由は、医療保険では、毎月保険料負担があまりに高額な場合、実際に必要になったときの100%の医療費負担と余り変わらないようでは、保険の意味を為さないからとされ、年金保険では、あまりに高額な月額報酬者の所得の50%の代替率を有する老齢年金まで確保するのは、合理的でない

と考えられているためとされる⁷⁾。

社会保険料の負担のうち自営業者等のための国民健康保険及び国民年金については、一方で低所得者向けの免除や軽減制度があり、所得の低い者の負担を軽くすることによって(租税財源だけによる制度ではない)、社会保険制度を維持しようとしている。他方、しかしそれでは、これらの制度内の高所得者ばかりの負担となつて、国民みんなが支えあうという連帯の精神によつて制度を維持している、という社会保険制度のもとでの存在意義に疑問が生じてしまう。そこで、応益分(例えば国民健康保険の平等割と均等割)として、低所得者にも一定の定額の負担が求められる。

② 保険料の軽減制度を具体的に見ると、国民健康保険では、応能負担がない低所得世帯の応益割(平等割と均等割)保険料についても、収入と世帯人数に応じて2割、5割、7割の軽減措置があり、例えば4人世帯の場合、給与収入が273万円以下のおときには2割軽減の、また98万円以下のおときには7割軽減の対象となる。

一方、国民年金保険料の免除

は、4人世帯の場合、486万円以下(等価当初所得では243万円)から始まり全額免除もあること、また、保険料の滞納割合も高いこと、などから保険料の完納者は全体の半分を切っており、低所得層の実際の国民年金保険料の負担は、事実上は、国民健康保険税(料)の場合より緩やかになっていると考えられる⁸⁾。

4 子どもへの支援策及び再分配状況の国際比較

① 税制優遇を含む家族給付総額では、対GDP比で、フランスとイギリスが3.5%超、ドイツが3%超に対し、日本は1.5%に満たない。わが国は、OECD平均の2.3%に比しても、見劣りする状況である。

② 給付と負担(OECD資料では、Household Taxesとして個人所得税と社会保険料の被用者負担分の和をいう)による所得再分配状況を見ると、OECD主要国に比してわが国の負担による格差是正が極端に少ない。特に、2000年代と1990年代とを比べてみると、負担による格差是正は、2000年代に入つて、ほとんど

効果がない状況になっている。

5 イギリスとの比較

子どものいる世帯について所得階層別に税・社会保障の給付と負担の現状をイギリスと比較したところ、イギリスでは子どものいる低所得世帯の支援と就業促進を目的に負担の軽減と給付が手厚く行われているが、日本ではこうした低所得世帯への支援が極めて手薄である。

イギリスの現役世帯の給付と負担の状況を子どもの有無によって比較すると、所得水準が同一であれば、子どものいる世帯の方が給付が多く負担が少ない、さらに所得階層が低いほど、給付が多く負担が少ないという累進的な構造が確認できる。が、わが国の場合は負担率（総所得に占める負担の割合）が所得階層に関わらずほぼ一定であり、給付もイギリスのような第1～第2・十分位への十分な給付はない。

6 ドイツとの比較

現物給付と合わせた再分配での比較は困難であるが、少子化対策における子どもを増やす（増子化）観点からは、現物の保育サービス

の必要性が高いことが指摘されている。ドイツの家族給付は現金給付に重点をおいており、現物サービスの割合が小さいため、これがドイツの低出生率の一因と考えられる。わが国においても子ども手当だけ増やしても、この轍を踏む恐れがある。

【対応策の提案】

政策の選択肢（シミュレーション）の検討

1 家族給付の増加

貧困の再生産を防ぎ、人口減少の時代に向けて日本の人的資本を充実させるためにも、次世代全体の生活水準の維持・向上は、税制・社会保障制度の重要課題である。従って、日本は子育て支援にヨーロッパ諸国並（家族に対する現金給付＋現物給付の合計でGDPの2～3%）の資源を振り向けることが必要である。

ただし、先にも述べたとおり、現在のように高齢者に重点給付を行っていてもなお、もともとの所得格差が大きいため高齢者の相対貧困率は子どもの相対貧困率よりも高いから、高齢者への社会保障給付を削ってこれを行うべきでは

ない。

2 少子化対策

少子化対策としては、出産・育児期にある女性の就労と出産・育児の両立を支援すること、同一労働同一賃金による柔軟な働き方の促進等が重要であるが、子育て世帯全体に対する支援（子ども手当、低所得者への給付増、等）も必要である。

子どもは、社会全体にとって大切だというメッセージのためには、所得制限なしに家族給付を実施する意味がある。

一方、子どもがいる貧困家庭がより貧困になる、という事実があることは、少子化をこれ以上進めないためにも改善されるべきである。そのためには、現行わが国の税による再分配機能の著しい低下の是正が必要であり、子どものいる低所得世帯については、再分配後の貧困率が下がるような再分配システムに早急に切り替えることが求められている。

3 低所得層の社会保険料の減免

子どもがいる世帯の医療・年金保険料だけの減免は、一定程度の

効果があるが、仮に、貧困層の国民健康保険と国民年金の保険料を全額免除とする制度としても、貧困率は改善されない（再分配前10・8%↓再分配後11・1%）¹⁰。社会保険料については、子どもがいることによって貧困に陥ることのないようにするために、**図1**右図で見るとおり、第1～第6・十分位までの子供のいる世帯の社会保険料を子どものいない世帯並みに引き下げることで、特に第1～第2・十分位を引き下げることが必要である¹¹。

そのためには、国民健康保険の応益割を減らし応能割の拡大方策等を検討する必要がある¹²。**図2**のイギリスのように、社会保険料に税も加えた形で、所得が高くなるにつれて負担率も高くなるなどらかな右上がりの直線とすべきである。社会保険料の累進的な保険料率といったものを検討するか、税の累進性をもっと強化する必要がある。

4 所得税の累進性の強化など

社会保険料と税金の負担を、現在より低所得者は下げ、高所得者は累進性を強化すると、**図3**の

図1 現役世帯の等価可処分所得十分位階級別負担率：子の有無別, 2005年

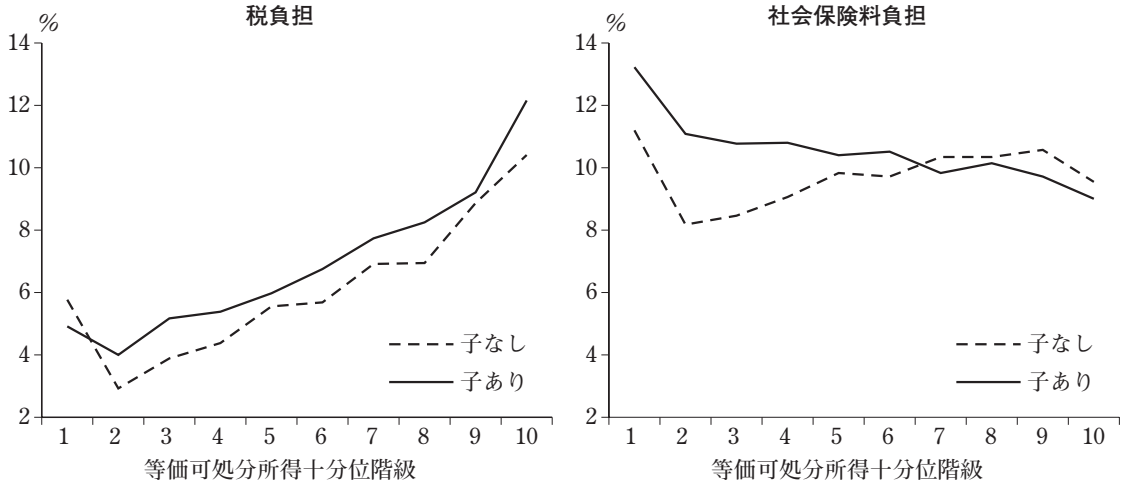
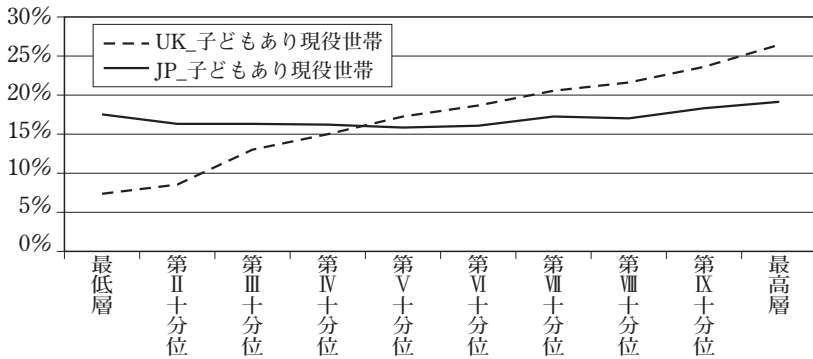


図2 総所得（当初所得+現金給付）に占める税・社会保険料の負担の割合（日英子どものいる現役世帯, 2005年）

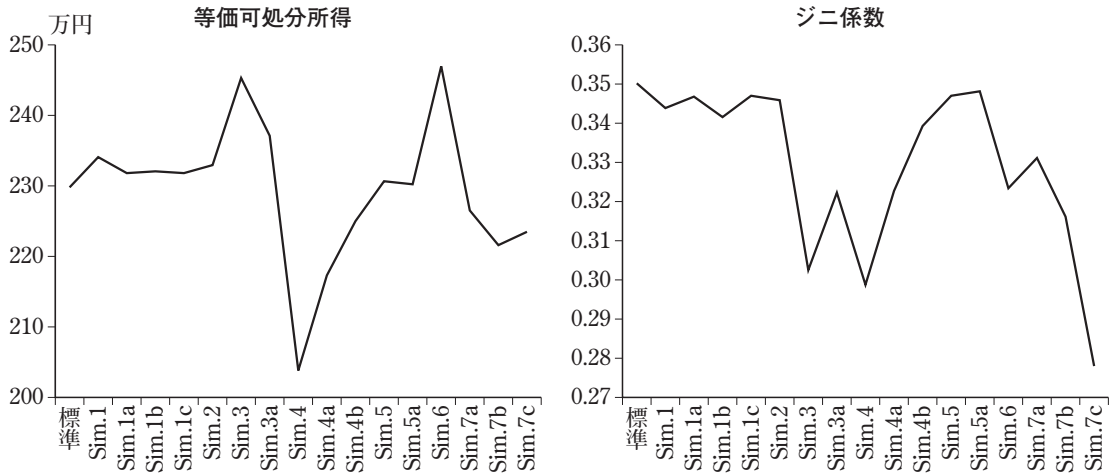


・子どもあり現役世帯：18歳未満の子どもがおり、世帯主が60歳未満、もしくは60歳以上でも所得を伴う仕事をしている者がいる世帯。
 ・子どもなし現役世帯：18歳未満の子どもがおらず、世帯主が60歳未満、もしくは60歳以上でも所得を伴う仕事をしている者がいる世帯。

(出所) Office for National Statistics “The effects of taxes and benefits on household income 2004/05”
 厚生労働省「所得再分配調査（2005年）」個票より石井が集計。

Sim4のとおり、子どもの貧困率を顕著に引き下げ得る。
 図1左図で見ると、税金においても少なくとも第1・十分位の負担率を下げ、更に子どものいない世帯並みにまで全体を下げる（平均1%程度か）のが、適当であろう。
 個人所得税と社会保険料を併せた負担に

図3 シミュレーション・ケース別等価可処分所得及びジニ係数：全世帯, 2005年



よる再分配機能が、2000年代に入ってわが国の場合著しく弱まっているのは、図4左図で見るとおりである。他のOECD主要国で最もこの機能の低いフランス並みにするのでも現在の約2・4倍、OECD平均並みにするには現在の約3・7倍ほどジニ係数を下げた再分配政策を、個人所得税と社会保険料負担で行っていく必要がある。

わが国でこのようなことになったのは、1987年以降の一連の所得税の最高税率の引き下げ等の結果13であり、再検討の必要がある。

なお、現在の日本の所得税の最高税率は、世界では高い方だとの反論もあり得るが、それによって得られている税収の対GDP比の負担率は低いから、租税特別措置の廃止など課税ベースの拡大等を揃えてから比較すべきであろう。

被用者保険加入者も対象として、第1〜第2・十分位に所属する子どものいる世帯の負担を社会保険料だけでなく税金も含めてゼロにした場合、再分配後の貧困率は全体で1%ポイント程度低下し(再分配後9・5%)、再分配後の

貧困率の逆転現象を解消することができる。

5 給付の拡大

負担の軽減のみでは貧困率の改善に十分な効果はなく、給付の拡大も視野に入れた方策の必要がある。

現金給付による再分配は、図4右図で見るとおり、2000年代に入ってOECD主要国に比較すると不足していたが、2010年6月実施の新たな給付である子ども手当支給によって、従前の児童手当の2倍以上の規模になり、その財源が恒久化できればこの問題は解決されよう。

全ての世帯の15歳未満の子どもの1人年16万円を給付する子ども手当は、表2のSim1aのように0〜14歳の子どもの貧困率を14・5%から11・7%に押し下げる。ただし、その財源を恒久的な税か保険料で賄っていない現状は、速やかな是正が求められる。

給付の改善によって子どもの貧困を更に是正するには、表2のSim1bのように、第1〜第3・十分位世帯の18歳未満の子に1人年31万円を給付し、第4〜第5・十

分位世帯の18歳未満の子に1人年16万円を給付すると、

0〜14歳の子どもの貧困率を14・5%から9・5%にまで下げられ、

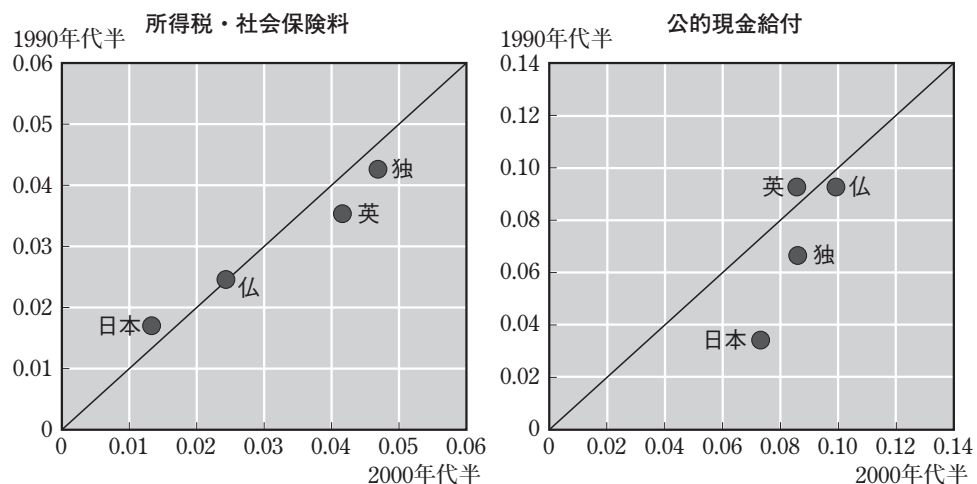
これは、すべての15歳未満の子どもに1人年31万円を給付するSim1よりも貧困率の低減に効果がある。

6 還付型税額控除(Sim6)

全世帯の所得税を年30万円減額する還付型税額控除にした場合、

0〜14歳の子どもの貧困率を14・5%から13・7%に下げるが、子ども手当ほどの効果は認められない。

図4 公的現金給付と負担の再分配効果の経時的な変化
公的現金給付及び所得税・社会保険料それぞれによる効果、ポイント変化



注：政府による再分配は、可処分所得の10分住に順位付け計算された平均（市場及び可処分）所得のデータに基づき、順位付を変えずに市場所得及び可処分所得のジニ係数の変化によって計測した。
資料：OECD所得分配質問票

【このまとめ】
貧困の再生産を防ぎ、貧困を理由とする少子化をくい止めるためにも、子どもの貧困を減少させる

表2 0～14歳の世帯構造別相対貧困率：2005年

	合計	夫婦と子	ひとり親と子	3世代世帯
標準	14.5	10.0	60.5	15.6
Sim.1	10.3	6.9	39.5	12.0
Sim.1a	11.7	8.3	45.6	12.5
Sim.1b	9.5	6.1	37.7	11.4
Sim.1c	11.7	8.4	43.9	12.9
Sim.2	13.7	10.1	45.6	15.6
Sim.3	15.2	13.1	50.0	12.3
Sim.3a	13.8	11.4	50.0	11.6
Sim.4	12.6	9.0	55.3	12.3
Sim.4a	13.0	8.8	58.8	13.4
Sim.4b	13.3	8.9	60.5	13.8
Sim.5	12.4	8.4	57.0	12.3
Sim.5a	12.4	8.4	57.0	12.3
Sim.6	13.7	9.3	54.4	15.6
Sim.7a	8.4	4.8	37.7	10.9
Sim.7b	8.2	4.7	36.8	10.0
Sim.7c	12.0	8.8	47.4	12.2

低所得世帯では、親が収入確保のために厳しい労働環境下にあつ

Ⅱ 困難な状況下の子どもの支援活動の実情と提案

べきである。そのためには、高齢者の給付を減らすことなく、財源を確保した上で、家族給付を増加させるべきである。負担面では、税による再分配機能を十分發揮させることによって、子どもの貧困防止を計るべきである。

環境から抜け出せず、次世代の子どもにも貧困の連鎖が繰り返され

た子ども時代の不利な環境が、教育機会の格差、雇用機会の格差に

なるケースがみられる。そうした子どもが生活習慣の面でも学力の

面でも問題を抱え、義務教育以降

の高等教育への進学が非常に困難

なことが多く、また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

て子育てに配慮する時間や余裕がないことが多い。また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

面でも問題を抱え、義務教育以降の高等教育への進学が非常に困難

なことが多く、また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

面でも問題を抱え、義務教育以降の高等教育への進学が非常に困難

なことが多く、また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

面でも問題を抱え、義務教育以降の高等教育への進学が非常に困難

なことが多く、また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

面でも問題を抱え、義務教育以降の高等教育への進学が非常に困難

なことが多く、また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

面でも問題を抱え、義務教育以降の高等教育への進学が非常に困難

なことが多く、また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

面でも問題を抱え、義務教育以降の高等教育への進学が非常に困難

なことが多く、また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

面でも問題を抱え、義務教育以降の高等教育への進学が非常に困難

なことが多く、また、家庭内の生活・教育環境の不備、親自身の教育に対する理解不足などから、子どもが生活習慣の面でも学力の

始めたいくつかの活動を調査し、何があればそれを更に推し進められるのか、全国的なレベルで広く行っていくための条件は何か、を探ろうとしたものである。

【支援状況】

1 調査した四か所の支援活動の

①活動内容

生活保護家庭の中学3年生を中

心的な対象として、一定期間、定期的な学習指導を行うことによ

り、主として高校進学を支援する。対象にはその他、高校に行きたい

中卒の子や、高校生、日本語を母語としない子、不登校の子なども

含まれる。

期間は中学3年生の1年間が中心で、週1回が標準的であり、受験期には週2回になる場合もある。実際に子ども達の学習をみる

チューターは、学生ボランティアや、ケースワーカー、一般人のボランティアである。加えて、生活

支援や精神面でのバックアップも行う観点から、レクリエーション

等を実施し、総合的な居場所とな

っている。

②活動主体

NPO法人、任意団体(個人の集合体)及び行政(市・区)であり、活動主体がチューター・場所を確保する。私見では、NPO委託型(釧路)、公務員個人型(江戸川)、公務員への支援的行政実施型(新宿)、行政実施型(大津)に分けられると考えられる。

③費用

活動主体がNPO法人や市・区

の場合は、市区町村からの委託費

がある。ただ、NPO法人が主体

の場合は、加えて活動主体が一部

負担している。任意団体の場合は、市区町村からの場所提供を別として、金銭的支援は受けていない。

④活動の効果

・高校等の進学に成功する者は多い。

・学習支援が直接的に学力の向上に繋がるのではなく、生活全体のモチベーションが上がったり、勉強

自体が楽しくなることで、勉強ができるようになる子も多い。

・子ども達にとつて、当たり前前に色々な人がいるということの学び

となり、大人への不信感の払拭に

役立つ。

⑤活動を創めるためには

・突然ではできない・地域が抱える問題を掘り起こして、その解決への取り組みを地域で展開していくという実践の中から生まれていくもの。地域に構成員の主体性が発揮される「場」をつくっていく取り組みの中から生まれてきたもの。

・まず地域を構成している様々な人との話し合いの場を設け、その事業が必要であるという意識を共有することが望ましい。事業の必要性を個人が課題として共有し、自分の地域ではどうできるのか、支援策や支援方法は地域の構成員全員で考える。

・当事者参加があれば、合意形成のなかでの情報共有となり、プライバシーの問題は解決する。

2 児童館での貧困対策への提案

児童館では金銭にかかわる事柄が少ないため一見「子どもの貧困」が姿を見せないが、子どもの遊びや活動、子どもの生活や背景にある家族の問題を探ると、確実に児童館の中でも「子どもの貧困」の様態が姿を見せてくるのが、今回の3か所の調査からでも分かってきた。こうしたことを踏まえ、

児童館での以下の対応が必要と思われる。

①児童館において「子どもの貧困」の実態や広がりが十分把握されていない現状である。このことから全国及び地域別の調査を行い、児童館に来館する子どもと親の実態を明らかにすることが必要である。

②実態調査と並行して、「子どもの貧困」を防ぐための行政機関としての検討を開始し、政策化を急ぐことである。すでに学童クラブでは待機児童問題が課題となつているので、こうしたものと兼ね合わせての検討を進めることも考えられよう。

③問題となる子どもに注目して、支援の輪を広げられるよう関係機関との連携を強めるシステムの構築が必要である。すでに地域連絡協議会等で対応がされているようであるが、さらに意識的に進めるべきであろう。

④児童館機能そのものの強化である。現在、各自自治体の施策により、児童館の運営において、指導の主体である職員に関わる経費の削減が行われている。困難な子どもの問題を見抜き、対応するには職員の優れた資質・能力の向上が必要

である。また、「子どもの貧困」に特化した研修も行われるべきである。このことが、職員への意識付けにもなる。

【提案】

1 貧困家庭の子どもに対する学習の支援は、教育、児童福祉、生活保護の三分野からのアプローチが可能と考えられるが、本研究で調査を行った限りでは、教育や児童福祉分野からのものはなく、現在のところ生活保護の自立支援プログラムによるものがほとんど唯一の状況である。まずは、この自立支援プログラムのうちの「子どもの健全育成のための支援」を改善充実し、全国に普及していくことが最初に求められよう。

2 この生活保護制度による支援の具体的な改善点としては、現行事業として理解されている「専門相談員の設置」というよりは、中学生の場合は教育扶助、高校生の場合は生業扶助のひとつとして横割りのケースを一つにまとめる正規の仕事と位置付け、その担当者を中心に学生ボランティア等を組織して、現物給付として中学生・高校生の生活保護受給者の学習支

援を行うように、制度を改正してはどうだろうか。生活保護法上は、これらの扶助は現金給付が本則となっているが、今回の調査でも、守秘義務がかかること、参加する中高校生の交通費の必要や、学習場所を含めた事故対応のための保険の必要、ボランティアの交通費などは、貧困家庭の子どもに対する学習の支援をしていく上で必要なものであり、中心となるケースワーカー配置の必要性を考えると、正規の仕事に位置付けるべきであろう。長期的に見れば、確実に保護率を下げる効果も期待できることから、正規の仕事とすることは是認されよう。

3 しかし、生活保護制度だけでは被保護児童同様の恵まれない教育環境にある貧困児童を対象としくく、また友人関係により被保護児童自身の参加を促せることから、対象児童を広げることの意味は大きい。そのため、児童福祉の観点からの事業、例えば、児童館を使った学習支援も検討されてしかるべきであろう。

4 さらに、調査対象の団体も苦勞しているのが、教育との関係であり、教師の側でも貧困な児童の

存在を認め、対処を真剣に考えてもらう必要がある。貧困で補講の必要のある子どもにだけ教師が放課後まで教えるのが公平の観点から望めないとすれば、例えば、教育界が音頭を取って、教師OBをボランティアとして上記の新生活保護健全育成プログラムに参加してもらおうのほうであろうか。

5 これからの少子高齢社会では、子どもの貧困の再生産の防止は最優先の課題のひとつと考えられ、生活保護制度の改善とその全国普及、児童福祉分野での努力、教育分野からの支援を是非実施していくべきであろう。

6 最後に、こども未来財団などの団体の活動に期待されることについて触れれば、学習支援ボランティアの募集及び研修の支援事業ではなからうか。これは、学生を中心に、団塊の世代などの中から、教える能力のある者を経常的に募集して、各地の新生活保護健全育成プログラムに供給し、また、秘密保持、近年の中・高校生との接し方のコツなどを研修して、同プログラムの実行を支援していくこととはおおいに意義のある事業と考えられる。

【注】

(1)筆者の他、石井加代子(所得再分配調査を用いた子どもの貧困分析)、井口直樹(社会保険料の仕組みと子どもを持つ低所得世帯への影響)、府川哲夫(所得再分配調査を用いたシミュレーション分析)の各氏によるもの。

(2)筆者の他、内山泰嘉(釧路市のヒアリング調査)、小宮紹江(支援活動のヒアリング調査)、鈴木雄司(児童館における「子どもの貧困」の実態から考えられる対応策)、前中寛之の各氏によるもの。

(3)相対的貧困は、国民の一般的な生活水準をある程度享受できるかにより判断する。ここでの相対貧困者は、1人当たり所得の中央値の所得の半分以下の人を指す。

(4) Peter Whiteford & Willem Adema "What Works Best in Reducing Child Poverty: A Benefit or Works Strategy? OECD DELSA/ELSA/WD/SEM(2007)6 p.29 Table9

(5)日本のひとり親の貧困の原因は、再分配以前の問題として、第1に日本には他国のような別れた配偶者から養育費を取るシステムがない、第2に非正規就労の報酬

が低すぎる、という問題がある。

(6)2010年で、例えば厚生年金は、9万8000円から62万円、協会けんぽは、5万8000円から121万円の間の報酬とされ、それ以外はこの間の額として保険料負担がなされ、給付もなされる。

(7)例えば、公的年金制度では、月給62万円だった人の50%である31万円の年金の確保を目指しているが、月給100万円の人に50万円までは確保せず、31万円の給付しかない。

(8)2010年で、例えば新座市の33万円以下の所得の人の場合、国民健康保険では応益割り額3万7千円の7割軽減で年間1万1千円の負担だが、国民年金保険料は全額免除され負担はない。ただし、給付面で年金は減額される。

(9)以下の各シミュレーションは、現行児童手当へ上乘せしているもので、その分は過大である。小文字a等は変型。Sim1子ども手当の給付31万円15歳まで Sim2生活保護、失業給付及び保育費を倍額給付 Sim3すべての社会保障給付を低所得者に厚くする Sim4すべての負担を低所得者に軽く、高所得者に重くする Sim5医療

保険料と年金保険料のみ低所得層に軽くする Sim6還付型税額控除 Sim7ab=Sim1+Sim4 Sim7c=Sim4+Sim6

(10)【対応策の提案】の3・4の数値は報告書1の第3章から、5・6の数値は第4章から引用している。第3章の数値はイギリスとの比較のため等価尺度が異なり、第4章の数値と一致していない。

(11)日本の税負担は対GDP比で28%と主要国に比して小さいから、財政を考えると、子どものいない世帯を引き上げる選択肢がないわけではない。

(12)地方税法第703条の4第4項に応能原則と応益原則の標準割合が5対5とされているが、この規定の再検討が必要であろう。そして、応能割を増やす場合には、適正な所得把握が必要であることから、社会保障・税共通の番号制度も必要となろう。

(13)京極高宣「社会保障と日本経済」326頁によれば、国民所得に占める個人所得課税の割合は、1986年の6・3%から2006年には4・2%にまで下がっており、この間、最高税率は70%から37%に下げられた。